

# 岐阜市 学校・フリースクール等 連携ガイドライン

令和7年4月

岐阜市教育委員会

## [もくじ]

1 策定の趣旨 .....	1
2 活用にあたって .....	1
3 フリースクール等民間施設・団体における望ましい運営、相談・指導等の 在り方について .....	1～3
4 義務教育段階の不登校児童生徒が「学校外の公的機関や民間施設にお いて相談・指導を受けている場合」や、「自宅においてICT等を活用 した学習活動を行った場合」の指導要録上の出欠の取扱いについて .....	3～5
5 民間施設等と連携していく際の流れについて .....	6

## 【参考資料】

○ 民間施設と学校との連携シート（例） .....	7
○ 岐阜市の不登校児童生徒の状況について .....	8
○ 岐阜市の不登校対策について .....	9
○ 岐阜市の不登校児童生徒に対する支援について .....	10～11

## 1 策定の趣旨

不登校児童生徒への支援に当たっては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年12月14日公布)」に基づく文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について(令和元年10月25日)」において、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、学校、教育委員会、教育支援センター等の公的機関と、フリースクール等の民間施設・団体とが積極的に連携を図っていくことが求められました。

さらに、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)について(令和5年3月31日)」、「不登校の児童生徒等への支援の充実について(令和5年11月17日)」など、全ての不登校児童生徒学びの場の確保や心の小さなSOSの早期発見等に係る様々な方策が示されました。

岐阜市は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」として、学びの多様化学校である草潤中学校をはじめ、校内フリースペースの設置、小中学校へのほほえみ相談員の配置など、様々な取組を行っており、一定の成果を挙げているものの、岐阜市内における不登校児童生徒数は、依然として高水準で推移しているところです。

不登校児童生徒の中には、フリースクール等民間施設で支援を受けている者もあり、その児童生徒の社会的自立のためには、学校や教育委員会と民間施設との連携を図ることが重要です。そこで、上記の「不登校児童生徒への支援の在り方について」及び、令和6年8月29日付け文部科学省通知「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」を踏まえ、学校とフリースクール等民間施設・団体との連携の必要性や民間施設・団体における望ましい運営、相談・指導の在り方、「学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合」や、「自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合」の指導要録上の出欠の取扱い等についての基本的な考え方をガイドラインとして策定することとしました。

## 2 活用にあたって

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではありません。したがって、学校は民間施設に通所する不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」について判断する際に、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、各民間施設への訪問等を通して、児童生徒の安全・安心が確保されていることや、活動内容等を十分把握し、施設における支援が、児童生徒の社会的自立につながっているのかを、総合的に判断することが求められます。

## 3 フリースクール等民間施設・団体における望ましい運営、相談・指導等の在り方について

フリースクール等民間施設・団体において相談・指導を受ける際には、学校や保護者が、市教育委員会と共に、次に掲げた事項を参考としながら、当該施設・団体において子どもが必要としている支援を受けることができるか、総合的に判断することが大切です。

※「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)(別添3)「民間施設についてのガイドライン(試案)」より抜粋。

### 1 実施主体について

- 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

## 2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

## 3 相談・指導の在り方について

- 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。
- 受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。
- 我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

## 4 相談・指導スタッフについて

- 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- 宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

## 5 施設、設備について

- 各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- 宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

## 6 学校、教育委員会と施設との関係について

- 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

## 7 家庭との関係について

- 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

- 宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

#### 4 義務教育段階の不登校児童生徒が「学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合」や、「自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合」の指導要録上の出欠の取扱いについて

標記については、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)〈文部科学省初等中等教育局長〉令和元年10月25日」に示された(別記1)及び(別記2)に基づき、以下に示す要件を満たす場合、校長は「学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けた日数」や「自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った日数」を指導要録上出席扱いとすることができます。

##### 【学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合】

##### <「指導要録上『出席扱い』とする」要件>

- 学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると判断する場合。
- 「出席扱い」の判断に当たっては、下記の留意事項(1)～(3)を踏まえること。

##### ○留意事項

##### (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

- ・ 児童生徒が学校外の施設に通っている場合、学校は保護者と継続的に懇談し、当該施設への通所に係る状況や、保護者や本人の希望等を把握し、児童生徒への支援に関しての情報提供や相談対応などを積極的に行うこと。

##### (2) 学校外の施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間施設での相談・指導も考慮されてよいこと。

- ・ 民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であることから、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。そのため、校長は在籍児童生徒が民間施設に通っている状況を教育委員会に報告するとともに、教育委員会は当該施設との情報交換や連携に努め、当該校に適切な助言を行うことができるようにすること。
- ・ 学校及び教育委員会においては、「3 フリースクール等民間施設・団体における望ましい運営、相談・指導等の在り方について」(前掲7頁)を参考にして、上記の判断を行うこと。

(3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とし、その内容を踏まえること。

- ・ 定期的に、当該施設における児童生徒の出席状況や学習活動の状況等を記録した文書を受け取ったり、当該施設の指導員等と懇談したりして、当該施設の相談・指導の内容について理解した上で判断すること。

< 「評価」について >

- 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らして適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。
- 評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

**【自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合】**

< 「指導要録上『出席扱い』とする」要件 >

- 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が当該児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、学習理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムで、訪問等による対面指導が適切に行われることを前提としつつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう有効・適切な学習を実施していると判断する場合。
- 「出席扱い」の判断に当たっては、下記の留意事項(1)～(6)を踏まえること。

○留意事項

(1) ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられない場合に行う学習活動であること。

- ・ 当該児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習を行う場合、学校外の公的機関や民間施設において相談・指導の機会が得られないあるいは公的機関や民間施設に通うことが困難な状況にあるなどの事情や、保護者や本人の希望を把握すること。

(2) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

- ・ 自宅においてICT等を活用した学習を行うことについて保護者に十分な説明を行うとともに、ICTの活用状況の把握等について必要な協力を求めること。

(3) ICT等を活用した学習活動とは、公的機関や民間事業者が提供するICT教材を活用した学習や、インターネットを活用した個別学習システムによる学習、在籍校の授業を自宅に配信

して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）、通信教育を活用した学習などが含まれること。

（４）訪問等による対面指導が適切に行われていることを前提とすること。

- ・ 対面指導は、児童生徒のICTを活用した学習状況等を把握し、必要な学習支援や将来の自立に向けた支援などが、定期的かつ継続的に行われるものであること。その際、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意し、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ学校外の公的機関や民間施設等での相談・指導を受けることができるように段階的に支援すること。
- ・ 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。

（５）学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。

- ・ 学年や個々の学習の理解の程度に応じたものであり、在籍校の年間指導計画等に準拠した計画的なものであることが望ましいこと。
- ・ 民間事業者が提供する教材を活用する場合などは、あらかじめ決められている学習プログラムを活用することも考えられるが、その場合、その学習活動が児童生徒にとって有効・適切であるかどうかについては、校長が設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断すること。その際、「3 フリースクール等民間施設・団体における望ましい運営、相談・指導等の在り方について」（前掲 7 頁）を参考とすること。

（６）出席扱いの日数の換算については、当該児童生徒の態様（これまでの家庭での過ごし方や学校への登校状況、対面指導の日数等）に応じて、学習時間や学習量などを基準とした規程等を作成し判断できるようにし、当該児童生徒や保護者に対して事前に説明しておくように努めること。

< 「評価」 について >

- ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らして適切と判断される場合であること。
- 評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。
- 通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えることも考えられること。
- 教育委員会や民間事業者等が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられること。

## 5 民間施設等と連携していく際の流れについて

原則、次の①から⑥に掲げる流れにより指導要録上の「出席扱い」を判断するものとし、「出席扱い」の認定後、当該校による民間施設との定期的な情報交換(場合によっては施設訪問)及び当該校と該当児童生徒及び保護者との定期的な連携・協力を行うものとします。連携の際には、必要に応じて、【参考資料 民間施設と学校との連携シート 例】を活用ください。

- ① 児童生徒本人及び保護者と「出席扱い」等について相談する。
- ② 児童生徒本人及び保護者より「出席扱い」等の希望がある場合は、学校が、児童生徒本人及び保護者から、通所する民間施設についての聞き取りを行う。
- ③ 本ガイドライン「3 フリースクール等民間施設・団体における望ましい運営、相談・指導等の在り方について」にある 7 項に基づき、校内にて「出席扱い」等について協議を行い、校長が判断します。必要に応じて、当該施設の訪問、教育委員会との協議を行う。
- ④ 校長から保護者へ「出席扱い」等の適否について連絡をする。
- ⑤ 校長から岐阜市教育委員会に「出席扱い」について報告をする。(月別出欠席報告にて報告)

## 参考資料

民間施設と学校との連携シート 例

子どもの支援シート（民間施設用）				○年度	▲月分
学校名		学年	名前		民間施設名
岐阜市立●●● 学校		■	□□ □□		△△△△
記入者	役職		名前	○○ ○○○	

保護者からの伝達内容等

(例)・なかなか朝起きることが難しい。外に出て活動する時間を徐々に増やしていきたいと考えているが、現段階では、10時ごろに来て、2時間ほど過ごすことから始めたい。慣れてきたら、時間を増やしていきたい。学校へ少しでも通えるようになってほしいと母は願っている。

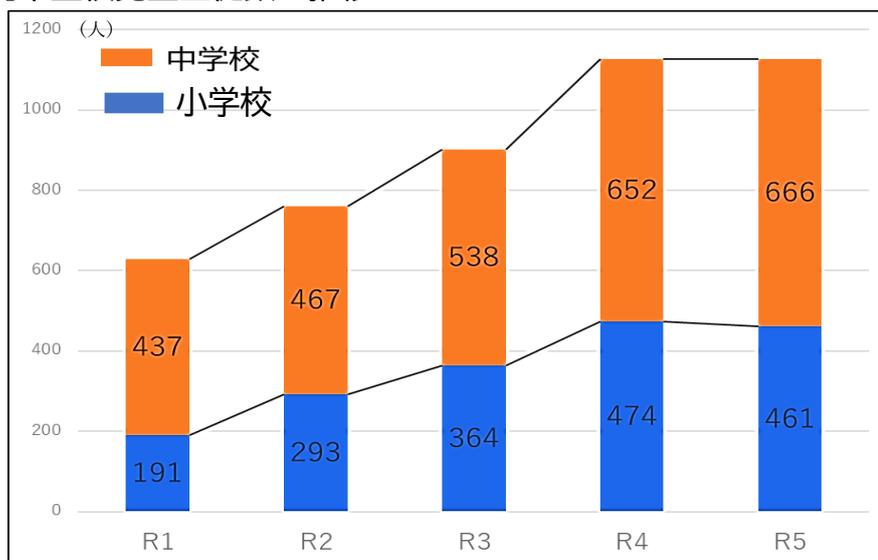
相談・活動等	子どもが活動した日					活動内容、様子等
およその1日の活動時間		○	時間			
▲月 学校出席扱い日数		○	日			

子どもについて  
 (例)  
 ・2, 3日過ごす、少しずつ慣れてきているようで、会話ができる時間が増えてきている。まずは、ここでの生活リズムができるとうい。

特記事項  
 (例)  
 ・○月▲日に●●院へ受診予定

## 岐阜市の不登校児童生徒の状況について

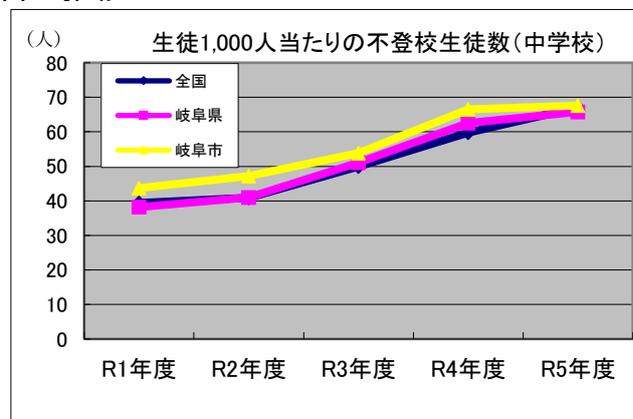
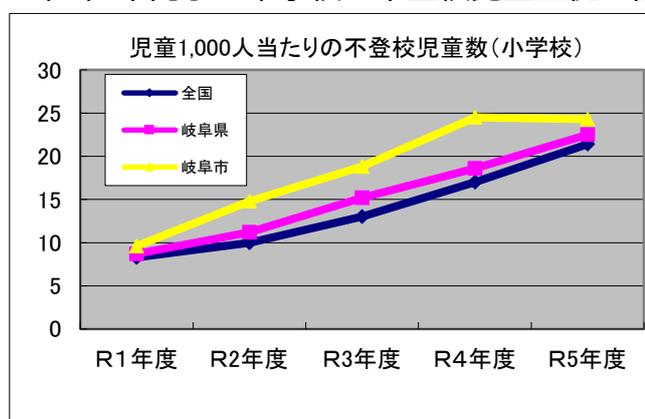
### (1) 市内不登校児童生徒数の推移



#### 【不登校児童生徒とは】

年度間に、連続又は、断続して30日以上登校しなかった児童生徒であって、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く）。

### (2) 市内小・中学校の不登校児童生徒の割合の推移

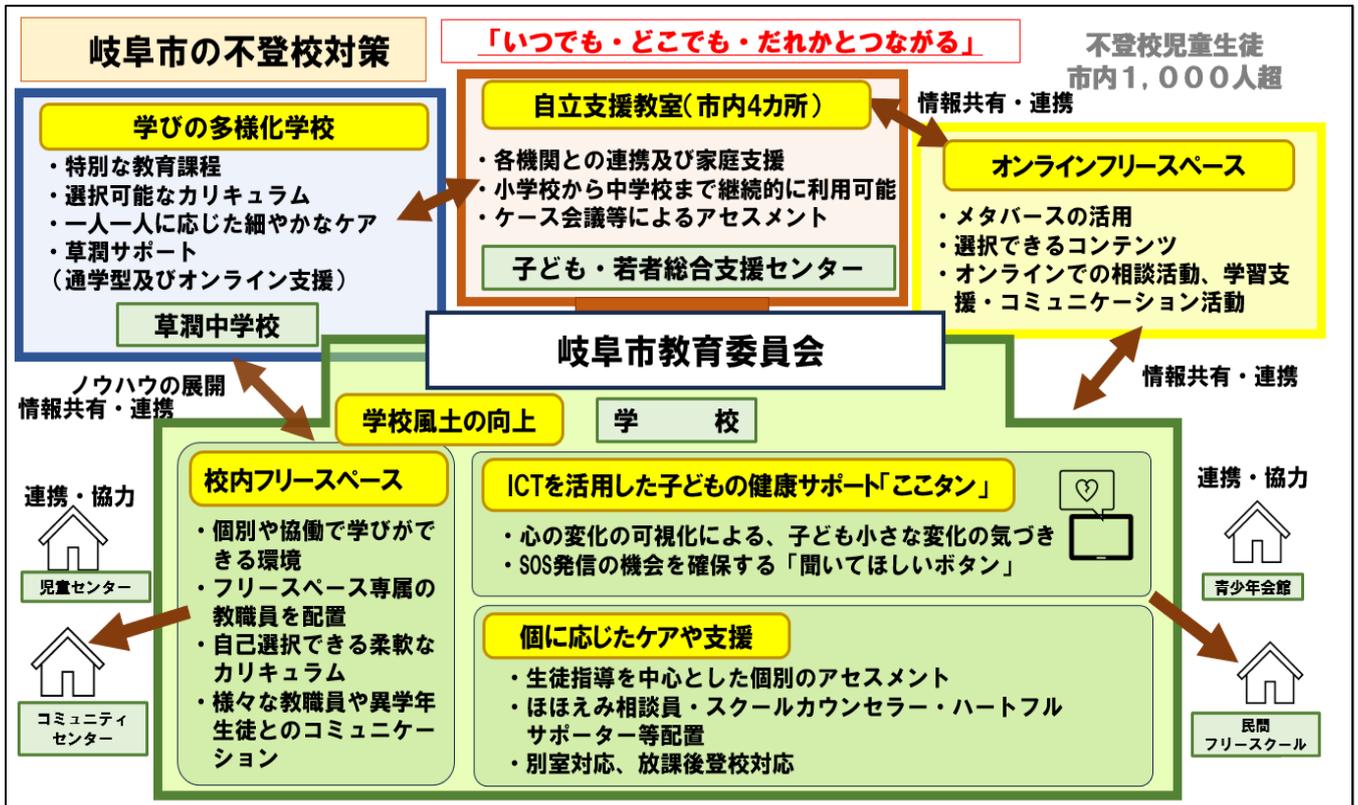


全国の小・中学校における不登校児童・生徒数は近年増加傾向にあり、岐阜県においても、令和5年度の国公私立の小・中学校における不登校児童生徒数は 5,741 人(前年度 5,255)、児童生徒数 1,000 人当たりの不登校児童生徒数は 37.8 人(全国値37.2人)であり、前年度の33.9人(全国値31.7人)より増加しています。

岐阜市の不登校児童生徒数も、全国や岐阜県と同様に、増加傾向にあります。令和5年度の不登校児童生徒数は、1,127 人(令和4年度 1,126 人)となり、令和4年度と比較してほぼ横ばいとなっています。また、令和4年度の小学校における児童数 1,000 人当たりの不登校児童生徒数は、24.5 人(全国値 17.0 人)であり、全国や岐阜県と比べ、やや多い傾向にあります。令和5年度については、24.4 人(全国値21.4人)となり、前年度より少し減少しています。

## 岐阜市の不登校対策について

岐阜市では、「誰一人取り残されない学びの保証に向けた不登校対策」として、「学びの多様化学校」である草潤中学校の設立、中学校での校内フリースペースの設置、メタバースを活用した学びの教室「みちる～む」等、不登校の子どもたちの「安心できる居場所」づくりを展開しています。また、スクールカウンセラーやほほえみ相談員を配置したり、心と体の健康アプリ「ここたん」を用いた子どもが抱える悩みの即時対応と教職員共有のシステムを導入したりする等、個に応じた支援の充実を図っています。



## 岐阜市の不登校児童生徒に対する支援について

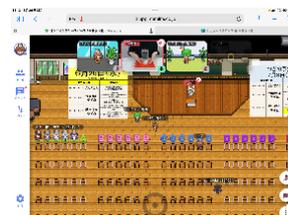
### (1) 校内教育支援センター「校内フリースペース」について

現在、市内の中学校10校に「校内フリースペース」を設置し、学校内に、明るく落ち着いた環境をつくり、学校や学級に行きづらいつ感じる児童生徒が自分のペースで学習することができる居場所を設けています。



### (2) 「オンラインフリースペース」について

岐阜市では、メタバースを活用した「オンラインフリースペース(みちる～む)」を定期的に開催しています。フリートークや身近なものから学べる授業配信など、参加者が自分の状況に合わせて選択できるようなプログラムを用意し、学校に登校しづらいつ子どもたちが安心して参加できるような環境を整えています。



### (3) 心と体の健康アプリ「ここタン」の活用について

岐阜市内の子どもたちに配付しているタブレットに「ここタン」アプリを導入し、子どもたちが、午前と午後の2回、心と体の状態を入力し、見えづらいつ心の変化を可視化できるようにしています。また、相談したい人を選ぶことができる「きいてほしいボタン」を設けており、子どもたちの SOS 発信の機会を確保し、早期対応につなげています。

### (4) ほほえみ相談員の配置について

市内各中学校に、不登校児童生徒への支援を行うほほえみ相談員を配置しています。学校に行きづらいつ感じる中学校区の児童生徒への家庭訪問を通したふれあいつ活動を行つたり、校内教育支援センターでの学習や生活支援を行つたりしています。

### (5) 学びの多様化学校「草潤中学校」について

学びの多様化学校草潤中学校は、「学校らしくない学校」をコンセプトにし、不登校を経験した生徒のありのままを受け入れ、個に応じたケアや学習環境の中で心身の安定を取り戻しつつ、新たな自分の可能性を見出すことを目指しています。「セルフデザイン」や「マイタイム」など、自分の得意を伸ばせるようなカリキュラムを設けています。



### (6) 「草潤サポート」について

「草潤サポート」では、在籍校に籍を置いたまま草潤中学校の支援を受けることができます。学習ルームやコミュニケーションルームなどを設けており、その日の状況によって、通学するか、オンラインにするか、どのように過ごすかなど、支援方法や活動内容を利用生徒自身が選択することができます。

### (7) 校外教育支援センターについて

「岐阜市子ども・若者自立支援教室」では、他者とのふれあいつ、多様な体験活動等を通して、児童生徒の自主性や社会性を育成し、自己肯定感、自己有用感を高め、社会的自立に向けた支援を行います。日常

の活動では、自主学習や教科の学習を行い、学習習慣を育成します。また、読書、創作、スポーツなどの個人の興味関心を伸ばす活動、集団遊びやスポーツ、レクリエーションなどの仲間と関わる活動等を行います。

〈 岐阜市子ども・若者自立支援教室の位置 〉

教室名	住所
明德自立支援教室	明德町11番地（岐阜市子ども・若者総合支援センター エールぎふ内）
岐陽自立支援教室	上川手735番地2（岐陽体育館内）
芥見自立支援教室	芥見南山3丁目10番1号（教育研究所内）
七郷自立支援教室	西改田字川3番地（旧養護学校小中学部内）